

**パーソナルモビリティ社会実装サポート事業
公募型プロポーザルに関する質問回答**

No.	質問	回答
1	「幕張新都心を中心とする地域（幕張新都心を含めた広域的な地域での実証は可とする）」とありますが、幕張新都心エリアの1箇所と他エリアの1箇所、別個実施することは可能でしょうか。 【実施要領該当箇所】 2 公募概要 （1）公募要件 ④実証地域	幕張新都心エリアに加えて千葉市内他エリアでの実証実験を組み合わせることは、差し支えありません。 ただし、実施要領2（1）①の実施内容から逸脱しない内容としてください。
2	「・1か月～3か月程度の実証期間を設けること（概ね令和5年1月末までには実証実験を開始）」とありますが、期間中毎日モビリティを走らせるのではなく、この期間内でPDCAを回し複数回の実証実験を実施してもよろしいでしょうか。 【実施要領該当箇所】 2 公募概要 （1）公募要件 ⑤実証期間	複数回の実証実験の実施により、累計の実証期間を確保いただくことは問題ありません。十分な実証結果が得られる回数、実施していただくようお願いいたします。
3	「単発のイベント実施、単なる技術実証のみの実施は不可とする」とありますが、単発のイベントとはどのようなものを想定されておりますでしょうか。 【実施要領該当箇所】 2 公募概要 （1）公募要件 ①実施内容	単発のイベントとは、試乗体験会のみの実施等、その時限りで完結するイベントを想定しています。 なお、実施要領2（1）①の実施内容を補完する位置付けでイベントを実施することは差し支えありません。
4	「企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。」とありますが、公表する際には事業者へ一報していただけますでしょうか。 【実施要領該当箇所】 7 その他 （4）	公表前に千葉市から事業者へ事前連絡をすることは可能です。
5	「ア 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条又は第1条の4に定める基準を満たすもの イ 一人乗りの移動機器で市長が認めるもの」とありますが、アとイの条件をどちらも満たすものである必要はございますでしょうか。自律走行が可能な車両についても基準を満たす必要はございますでしょうか。イについて、市長に認めていただくためにはどのようなフローが必要になりますでしょうか。 【補助金要綱該当箇所】 第2条 （2）パーソナルモビリティ	要綱第2条第2号は、千葉市が目指すパーソナルモビリティの公道自律走行を念頭に定義しています。 そのため、実施要領2（1）①の実施内容における公道自律走行に係る検証では、要綱第2条第2号にあるパーソナルモビリティの定義（ア及びイ）を満たす必要があります。 なお、イについては、補助金交付手続きの過程で確認します。